図二　手錠（第二種）

告示

○法務省告示第二百六十四号

奄美群島の復帰に伴う法務省関係法令の適用の経過措置等に関する政令（昭和二十八年政令第四百四号）第十三条の規定に基づき、昭和二十八年法務省告示第九百八十号（大島拘置支所の特に区別した場所を少年院並びに少年鑑別所に充てる告示）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月八日

法務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

第一項中「区分して、それぞれ男子及び女子を収容する少年院並びに」を削る。

第二項を削り、第一項の項番号を削る。

附　則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○厚生労働省・環境省告示第二号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十七年四月十日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十七年五月八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
環境大臣　望月　義夫

1　承認番号　15―36Ｖ―0001

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	自治医科大学附属病院　病院長　安田　是和 栃木県下野市薬師寺3311番地１
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	ヒト芳香族Ｌアミノ酸脱炭酸酵素（aromatic　Ｌ―amino acid decarboxylase：ＡＡＤＣ）遺伝子を組み込んだ２型アデノ随伴ウイルス（adeno―associated virus：ＡＡＶ）ベクター（ＡＡＶ―hAADC―２）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	治療施設におけるヒト遺伝子治療を目的とした使用、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	治療施設の所在地：栃木県下野市薬師寺3311番地１ 治療施設の名称：自治医科大学附属病院及び自治医科大学とちぎ子ども医療センター ⑴　本遺伝子組換え生物の溶液は、スクリューキャップ付き密閉容器に封入されており、凍結状態で治療施設に輸送し、施設内の実験室内の冷凍庫に保管する。 ⑵　凍結状態の本遺伝子組換え生物の溶液の融解、希釈及び分注操作は、Ｐ２レベルの実験室（以下単に「Ｐ２実験室」という。）内の安全キャビネット内で行う。本遺伝子組換え生物希釈溶液の保管は、Ｐ２実験室内の冷凍庫において行う。なお、本遺伝子組換え生物希釈溶液又はその凍結品を開放系区域を通って他の区域に運搬する場合には、二重に密閉した容器に入れて運搬する。